

## 杉並区総合計画

### (区政経営改革推進基本方針)

令和 6 年度 (2024 年度) ~ 令和 12 年度 (2030 年度)

### 杉並区区政経営改革推進計画 (第 2 次)

令和 6 年度 (2024 年度) ~ 令和 8 年度 (2026 年度)

修 正 案



# 区政経営改革推進計画 修正取組等一覧

**方針1** 柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

**1** 事業運営の改善や執行方法の見直し

学校徴収金の公会計化

P1

学童クラブおやつ代の公会計化

P3

**方針2** 財政の健全性の確保と時代の変化に  
即応できる持続可能な財政運営の実現

財政健全化と持続可能な財政運営を確保するための基本的な考え方

P5

**2** 財源の確保

ふるさと納税制度による寄附の受入れ

P7

## 修正案

### 【方針1】柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

#### (1) 事業運営の改善や執行方法の見直し

学校徴収金の公会計化		学務課	
		教育委員会事務局庶務課	
保護者から徴収している学校徴収金について、保護者の利便性の向上や会計事務の透明性の確保等を図る観点から、公会計化に向けた検討を行い、 <u>学校給食費は、令和7年度(2025年度)から公会計による運用を開始します。</u>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	学校徴収金の公会計化 検討	学校徴収金の公会計化 学校給食費 実施 その他の学校徴収金 検討	学校徴収金の公会計化 学校給食費 実施 その他の学校徴収金 検討
効果			

#### 【令和6年度(2024年度)修正の理由】

取組の課題を整理し、学校給食費の公会計化を先行して令和7年度(2025年度)から実施し、その他の徴収金については引き続き検討することとしたことに伴い、修正する。

**【方針1】柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上**

**(1)事業運営の改善や執行方法の見直し**

学校徴収金の公会計化		学務課		
		教育委員会事務局庶務課		
<p>区立学校において、保護者から徴収してきた学校給食費や教材費等の学校徴収金の公会計化を検討します。この公会計化により、保護者の利便性の向上、経理面での管理・監督体制の充実、透明性の向上及び教職員の業務負担の軽減を図ります。</p>				
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	
取組内容	学校徴収金の公会計化 検討	学校徴収金の公会計化 検討・試行実施	学校徴収金の公会計化 実施	
効果				

## 修正案

### 【方針1】柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

#### (1) 事業運営の改善や執行方法の見直し

学童クラブおやつ代の公会計化		児童青少年課	
		—	
<p>学童クラブのおやつ代について、保護者の利便性の向上や会計事務の透明性の確保等を図る観点から、公会計化に向けた検討を行い、令和9年度(2027年度)から公会計による運用を開始します。</p>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	学童クラブのおやつ代の公会計化 検討	学童クラブのおやつ代の公会計化 検討	学童クラブのおやつ代の公会計化 実施準備
効果			

#### 【令和6年度(2024年度)修正の理由】

各学童クラブで私費会計として管理していたおやつ代を区の公会計での管理に変更することに加え、事務の効率化により職員が子どもと接する時間をより一層充実させるため、おやつの一括購入化を検討するなど、おやつの調達手法を含めた全体的な見直しを図ることとしたことから、実施の時期を令和8年度(2026年度)から令和9年度(2027年度)に修正する。

現行

**【方針1】柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上**

**(1)事業運営の改善や執行方法の見直し**

学童クラブおやつ代の公会計化		児童青少年課	
		—	
学童クラブのおやつ代について、保護者の利便性の向上や会計事務の透明性の確保等を図る観点から、公会計化に向けた検討を行います。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	学童クラブのおやつ代の公会計化 検討	学童クラブのおやつ代の公会計化 検討	学童クラブのおやつ代の公会計化 実施
効果			

## 【方針 2】財政の健全性の確保と時代の変化に即応できる持続可能な財政運営の実現 <財政健全化と持続可能な財政運営を確保するための基本的な考え方>

様々な行政課題に対応するための歳出経費が増加する一方、国による不合理な税源偏在是正措置やふるさと納税の影響による歳入減が見込まれる厳しい財政状況の中で、災害等緊急事態や新たな行政課題に適時、適切に対応していくためには、財政の健全性を保ち、必要なサービスを継続的に提供できる持続可能な財政運営を確保する必要があります。令和 3 年度(2021 年度)に示した基本的な考え方のうち、現下の物価高騰等を踏まえ基金積み立ての考え方を再整理し、引き続き健全な財政運営に努めていきます。

### 基本的な考え方

- ① (略)
- ② 将来の区立施設の改築・改修需要に備え、毎年度、施設整備基金に 40 億円以上積み立てます。また、老朽化が進んでいる区役所本庁舎建替えを見据え、(仮称)本庁舎改築基金に当面 20 億円を積み立てます。なお、(仮称)本庁舎改築基金の積立額については、新庁舎の規模や整備スケジュール等の具体化にあわせて見直します。
- ③ ~ ⑤ (略)

### 1. 基本的な考え方のポイント

- 財政の健全性、持続可能性を確保し、喫緊の行政課題等に機動的に対応することができるよう設定します。
- 区財政を多角的(単年度の収支均衡・中長期的な財政の健全性、現金主義・発生主義)に捉える指標を設定し、財政の健全性・持続可能性を確保します(次頁の「3. 基本的な考え方のイメージ」参照)。
- 財政調整基金、施設整備基金と(仮称)本庁舎改築基金について、それぞれの目的や基金の性格に応じて積立目標を設定します。
- 財政指標は、経年変化及び、他の自治体との比較が可能なものとします。

### 2. 各項目の解説

#### 【①財政調整基金の残高維持】について

(略)

#### 【②-1 施設整備基金の積立】について

・「区立施設マネジメント計画(第1期)」における今後 40 年間の区立施設の長寿命化の対応を含めた改築・改修等経費から、区役所本庁舎の改築・改修等経費の試算額(310.5 億円)<sup>\*1</sup>を除いて試算した結果、年平均約 139 億円となりました。ここから、施設の総量の適正化を見据えた再編の取組や改築規模のスリム化などによる改築経費の縮減を図り、国や都からの補助金、区債などの特定財源を除いた残りの経費のうち、大規模な工事に要する経費の 80% 程度(中規模修繕等の経費を含めた全体経費の 55%)を施設整備基金でまかなうと想定し、毎年度約 47 億円が必要になると算出したうえで、現在の基金残高を勘案し、引き続き、毎年度 40 億円以上の積立が必要になると見込みました。

\*1 区役所本庁舎を現在と同規模で改築・改修等した場合の試算額(東棟 70 年目改築及び改築後の 20 年目改修経費、中棟・西棟 40 年目改修及び 60 年目改築経費の合計額)

⇒毎年度の施設整備基金への積立額 40 億円以上

《計算式》

$139 \text{ 億円} \times 95\% (\text{施設の再編の取組等による改築経費の縮減}) \times 65\% (\text{国・都支出金と区債充当額の 5 年平均 35\% を減じた額}) \times 55\% (\text{大規模な工事に施設整備基金を 80\% 充当した場合の全体経費に占める割合}) \div 47 \text{ 億円}$

#### 【②-2(仮称)本庁舎改築基金の積立】について

- ・杉並区役所本庁舎改築等課題検討報告書において試算した工事費の想定額(最大 400 億円)<sup>\*2</sup>のうち、75%の 300 億円は(仮称)本庁舎改築基金を財源とすることとし、当面 20 億円を積み立てることとする。
- ・なお、工事費の想定額は、新庁舎の規模や整備スケジュール等の具体化にあわせて改めて算出し、積立額も見直すこととする。

\*2 本庁舎改築の想定規模(最大 50,000 m<sup>2</sup>)及び他区の平均工事費から想定した単価(80 万円/m<sup>2</sup>)に基づく試算額

(以下、略)

## 【方針 2】財政の健全性の確保と時代の変化に即応できる持続可能な財政運営の実現 < 財政健全化と持続可能な財政運営を確保するための基本的な考え方 >

様々な行政課題に対応するための歳出経費が増加する一方、国による不合理な税源偏在是正措置やふるさと納税の影響による歳入減が見込まれる厳しい財政状況の中で、災害等緊急事態や新たな行政課題に適時、適切に対応していくためには、財政の健全性を保ち、必要なサービスを継続的に提供できる持続可能な財政運営を確保する必要があります。令和 3 年度(2021 年度)に示した基本的な考え方のうち、現下の物価高騰等を踏まえ基金積み立ての考え方を再整理し、引き続き健全な財政運営に努めていきます。

### 基本的な考え方

- ① (略)
- ② 将来の区立施設の改築・改修需要に備え、**毎年度、施設整備基金に 40 億円以上を積み立てるとともに、老朽化が進んでいる区役所本庁舎の建替えを見据え、(仮称)本庁舎改築基金を早期に設置します。**
- ③ ~ ⑤ (略)

### 1. 基本的な考え方のポイント

- 財政の健全性、持続可能性を確保し、喫緊の行政課題等に機動的に対応することができるよう設定します。
- 区財政を多角的(単年度の収支均衡・中長期的な財政の健全性、現金主義・発生主義)に捉える指標を設定し、財政の健全性・持続可能性を確保します(次頁の「3. 基本的な考え方のイメージ」参照)。
- 財政調整基金と施設整備基金について、それぞれの目的や基金の性格に応じて積立目標を設定します。また、(仮称)本庁舎改築基金の早期設置を目標とします。
- 財政指標は、経年変化及び、他の自治体との比較が可能なものとします。

### 2. 各項目の解説

#### 【①財政調整基金の残高維持】について

(略)

#### 【②施設整備基金の積立】について

・「区立施設マネジメント計画(第1期)」において、今後 40 年間の区立施設の長寿命化の対応を含めた改築・改修等経費を試算した結果、年平均約 147 億円となりました。ここから、施設の総量の適正化を見据えた再編の取組や改築規模のスリム化などによる改築経費の縮減を図り、国や都からの補助金、区債などの特定財源を除いた残りの経費のうち、大規模な工事に要する経費の 80%程度(中規模修繕等の経費を含めた全体経費の 55%)を施設整備基金でまかなうと想定し、毎年度約 50 億円が必要になると算出したうえで、現在の基金残高を勘案し、引き続き、毎年度 40 億円以上の積立が必要になると見込みました。

⇒**毎年度の施設整備基金への積立額 40 億円以上**

《計算式》

147 億円×95%(施設の再編の取組等による改築経費の縮減)×65%(国・都支出金と区債充当額の 5 年平均 35%を減じた額)×55%(大規模な工事に施設整備基金を 80%充当した場合の全体経費に占める割合)≒50 億円

・また、老朽化が進んでいる区役所本庁舎の建替えを見据え、(仮称)本庁舎改築基金を早期に設置します。

(以下、略)

#### 【令和 6 年度(2024 年度)修正の理由】

区役所本庁舎の建替えを見据え、(仮称)本庁舎改築基金の設置を具体化するため、修正する。

## 修正案

### 【方針2】財政の健全性の確保と時代の変化に即応できる持続可能な 財政運営の実現

#### (2) 財源の確保

ふるさと納税制度 <sup>※1</sup> による寄附の受入れ		ふるさと納税担当	
		—	
<p>4つの基金(次世代育成基金、社会福祉基金、NPO支援基金、みどりの基金)と「杉並版クラウドファンディング<sup>※2</sup>」等において寄附の受入れを行うとともに、これらの寄附メニューの拡充に取り組みます。さらに、<u>区の魅力発信や来街者の増加につながるなどの地域経済の活性化に寄与する返礼品の拡充に取り組みます。</u></p> <p>また、寄附の募集だけでなく、住民税流出の現状、ふるさと納税制度の問題点等について、区ホームページやSNS<sup>※3</sup>等により区内外へ情報を発信するとともに、様々な機会を捉えて制度の見直しを働きかけるなどの取組を通して、健全な寄附文化の醸成を図ります。</p>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	ふるさと納税(寄附)の受入れ	ふるさと納税(寄附)の受入れ	ふるさと納税(寄附)の受入れ
効果	(財)	(財)	(財)

※1 ふるさと納税制度: 自治体に寄附をした場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税及び住民税から控除される制度(上限あり)

※2 杉並版クラウドファンディング: 杉並区における一定目的の事業(荻外荘の復原・整備事業等)の実現を目指すための見返りを求めない寄附募集のこと。民間のポータルサイトのクラウドファンディングとは異なり、寄附募集の期限や目標額を定めない

※3 SNS: Social Networking Serviceの略。人と人との社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと

#### 【令和6年度(2024年度)修正の理由】

住民税流出の現状や他区の動向、区内関係団体との意見交換を踏まえ、返礼品の拡充に取り組むこととしたことにより、記載を追加する。

現行

**【方針2】財政の健全性の確保と時代の変化に即応できる持続可能な  
財政運営の実現**

**(2) 財源の確保**

ふるさと納税制度 <sup>※1</sup> による寄附の受入れ		ふるさと納税担当	
		—	
<p>4つの基金(次世代育成基金、社会福祉基金、NPO支援基金、みどりの基金)と「杉並版クラウドファンディング<sup>※2</sup>」において寄附の受入れを行うとともに、これらの寄附メニューの拡充に取り組みます。 また、寄附の募集だけでなく、住民税流出の現状、ふるさと納税制度の問題点等について、区ホームページやSNS<sup>※3</sup>等により区内外へ情報を発信するとともに、様々な機会を捉えて制度の見直しを働きかけるなどの取組を通して、健全な寄附文化の醸成を図ります。</p>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	ふるさと納税(寄附)の受入れ	ふるさと納税(寄附)の受入れ	ふるさと納税(寄附)の受入れ
効果	(財)	(財)	(財)

※1 ふるさと納税制度:自治体に寄附をした場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税及び住民税から控除される制度(上限あり)

※2 杉並版クラウドファンディング:杉並区における一定目的の事業(荻外荘の復原・整備事業等)の実現を目指すための見返りを求めない寄附募集のこと。民間のポータルサイトのクラウドファンディングとは異なり、寄附募集の期限や目標額を定めない

※3 SNS:Social Networking Serviceの略。人と人の社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと